

次の主要機器の記載年数は、おおよその期間とした一つの目安であり、メーカー機種、或いは設置場所の様々な環境に対して全て統一的に適用できるものではありません。各々の詳細については機器メーカーにお問い合わせください。

日消装発第5号  
平成19年3月  
社団法人 日本消火装置工業会

	機器名	期 間	注 記	機器名	期 間	注 記		
水・ 泡系 消火 設備	閉鎖型スプリンクラーヘッド	18～20年	※サ	一斉開放弁	17～20年	※オ		
	感知用ヘッド	8～10年	※サ	流水検知装置	湿式	18～20年	※オ	
	泡消火薬剤	たん白	8～10年		※サ	乾式	17～20年	※オ
		水成膜	8～10年		※サ	予作動式	17～20年	※オ
		合成界面活性剤	13～15年	※サ	ポンプ	18～20年	※オ	
	送水口	18～20年	※オ	ポンプ制御盤	18～20年			
	消火栓開閉弁	18～20年	※オ	ジョッキポンプ(補助加圧装置)	18～20年	※オ		
	泡消火薬剤貯蔵槽	18～20年	※オ	コンプレッサー	17～20年			
フォームヘッド	17～20年		炭素鋼鋼管(白)	20～25年				
ガス系 消火 設備	不活性ガス貯蔵容器、容器弁	18～20年	※容	配管安全装置	18～20年			
	ハロゲン化物貯蔵容器、容器弁	18～20年	※容	閉止弁	18～20年	※オ		
	容器弁開放装置	電気式	18～20年		手動起動装置	13～15年		
		ガス式	18～20年		連結管	銅管	13～15年	
	放出弁開放装置 (粉末)	電気式	18～20年			フレキ	18～20年	
		ガス式	18～20年			ゴム	8～10年	
	圧力計	8～10年		音声警報装置	テープ式	13～15年		
	粉末貯蔵容器、 容器弁、放出弁	蓄圧式	18～20年			電子式	13～15年	
		加圧式	18～20年		放出表示灯	18～20年		
	定圧作動装置(粉末)	18～20年		制御盤	リレー式	17～20年		
	圧力調整器(粉末)	17～20年	※オ		電子式	13～15年		
	粉末消火薬剤	8～10年	※サ	蓄電池	鉛	4～5年		
	加圧用ガス容器、容器弁	18～20年	※容		鉛シール	2～3年		
	起動用ガス容器、容器弁	18～20年	※容		ニッカド	4～5年		
	起動用ガス容器 弁	電気式	18～20年			アルカリ	10～12年	
		ガス式	18～20年			蓄電池設備充電部	13～15年	
	開放装置							
選択弁	18～20年	※オ	噴射ヘッド	18～20年				
選択弁開放装置	電気式	18～20年	※オ	移動式(粉末・ガス)消火設備	16～20年	※オ		
	ガス式	18～20年	※オ	炭素鋼鋼管(白)	20～25年			

【上記期間の基点は設置後の年数とする。】

注記 ※オ : 状況によってオーバーホールを伴います。オーバーホールの時期は設置後おおよそ10年毎を目安にしますが、その期間および方法等については各メーカーにお問い合わせください。

※サ : 状況によってサンプリング調査を伴います。

※容 : 高圧ガス保安法に基づく容器再検査に合格すれば、容器は継続使用も可能です。

消火設備機器は万一の火災時に備えて  
常に警戒状態にあります。  
時間の経過にともなって機器は傷みます。

(社)日本消火装置工業会が提案する「交換を推奨するおおよその期間」を参考に  
一度チェックしてみても如何ですか？

お客様各位

日消装発第5号  
平成19年3月  
社団法人 日本消火装置工業会

消火設備機器の維持管理について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消防用設備等については昭和36年の消防法改正により、全国的に設置され40年以上が経過しています。その間、消防用機械器具等に対する国の認定制度、消防用設備等の設置の際の消防機関による検査制度、設置工事及び整備を行う者に対する資格制度(消防設備士制度)、点検を行う者に対する資格制度(消防設備点検資格者制度)及び防火対象物定期点検報告制度(防火対象物点検資格者制度)が設けられ、消防用設備等が火災時に確実に作動するよう整備が図られてきました。

昨今、建築物の更新の増加に伴い既設付帯設備等も交換の必要性に対する判断が求められており、消火設備も他の設備と同様、その機能と性能の信頼性を維持するためには経時的な限界があり、設置後に一定期間を経過した機器につきましては交換することが望ましくなります。

このたび、当工業会におきまして、各種消火設備の主要機器についてそれぞれ検討を行い考察した結果、設置されてから交換を推奨するおおよその期間を別表のように設定しましたのでお知らせいたします。主旨をご理解いただき、設備の信頼性維持にご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

— 記 —

1. 交換を推奨するおおよその期間について

消火設備機器は、部材の経年劣化等によって不具合が発生する可能性が高まるため、作動信頼性維持及び予防保全の観点から、不具合が発生する以前に機器の更新を図る必要があります。機器が設置されてからその機器を更新することが望ましい経過年数を、交換を推奨するおおよその期間として設定しました。

従いまして、別表の記載年数はおおよその期間とした一つの目安であり、設置場所の様々な環境に対して全て適用できるものではありません。

2. 交換を推奨するおおよその期間の設定上の条件

(ア) 適切に定期点検及びオーバーホールが実施され、機器の設置環境による支障がないこととします。

(イ) 風水、塩分、腐食性ガス等の影響を受ける場所、その他環境の厳しい場所に設置される機器については、記載年数を待たずに機能が劣化する場合があります。なお、機器の種類によっては、その設置環境が一般的に屋外や駐車場部分であるようなものについては、その環境を標準的な条件として設定しています。

(ウ) 技術的・社会的変化に伴い、年数を見直すことがありますのでご承知おき願います。

3. オーバーホール、サンプリング調査について

(ア) オーバーホールとは、部品の劣化、機器内部の異物付着や堆積、可動部分における固着等の劣化・不具合部分を交換・清掃・修理により機器の機能を修復することをいいます。

(イ) サンプリング調査とは、機器等の一部を抜き取り、劣化の状態を調査することをいいます。なお、機器の交換時期を計画される場合には、このサンプリング調査を効果的に活用していただくことをご提案いたします。